

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月28日

札幌市長 様

提出者

住 所 東京都港区新橋5丁目11番3号

氏 名 JFE条鋼株式会社

代表取締役社長 渡辺 敦

代 理

住 所 札幌市西区発寒10条13丁目1番1号

氏 名 JFE条鋼株式会社 豊平製造所

所長 原 徹

電話番号 011-661-6403

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JFE条鋼株式会社 豊平製造所
事業場の所在地	札幌市西区発寒10条13丁目1番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	鉄鋼業【22】
② 事業の規模	製造品出荷額 15,885百万円（令和5年度）
③ 従業員数	124名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①ばいじん 中間処理業者（亜鉛回収業者）へ委託（→亜鉛の原料として再資源化） ②PCB汚染物 中間処理業者（中間貯蔵・環境安全事業㈱）へ委託した。

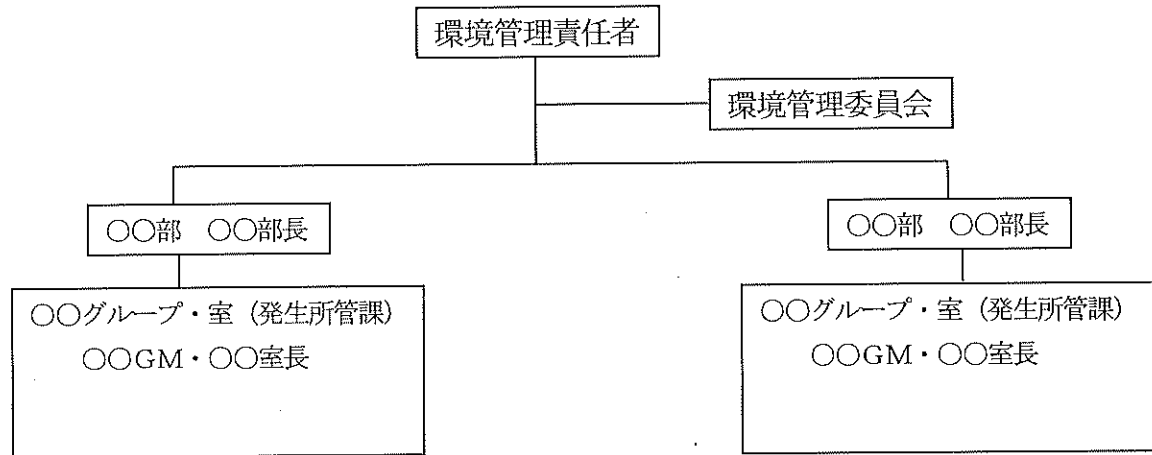
(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物はISO14001で管理



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB汚染物
	排出量	3,170 t	73 t
	(これまでに実施した取組) ①リサイクルの強化により、ばいじんの発生量を低減。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB汚染物
	排出量	3,000 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) ①ばいじんは生産量に対する廃棄物は出量原単位を保持する。 ②PCB汚染物の保管状況に漏えいの恐れがある場合は処分する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類毎に保管場所を区別し、表示を行うことで分別を実施。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 実施予定なし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB汚染物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB汚染物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB汚染物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB汚染物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB汚染物
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB汚染物
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB汚染物
	全 処 理 委 託 量	3,170t	73 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3,170t	73 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	①ばいじんは、再資源化をしている中間処理事業者（優良事業者）に委託。		

(第5面)

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB汚染物
	全 処 理 委 託 量	3,000 t	1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3,000 t	1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	3,000 t	
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等)		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。